

大 個 審 第 1 9 号
（ 答 申 第 8 8 号 ）
平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日

大阪府教育委員会 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 7 年 1 2 月 1 9 日付け教委人第 1 0 6 1 号で諮問のありました「旧同和対策事業対象地域の実態把握」（以下「実態把握」という。）に係る大阪府個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項及び同条第 5 項に規定するセンシティブ情報の収集禁止の原則に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 旧同和対策事業対象地域の所在地名（以下「所在地名」という。）及び実態把握のために利用する個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）を定め、個人情報の漏えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- 2 所在地名と実態把握のために利用する個人情報との突合に関与する職員は、地方公務員法により守秘義務を課せられている職員のうち、所管の所属長があらかじめ定めた者に限定し、必要最小限の人数とすること。
- 3 所在地名と実態把握のために利用する個人情報とを突合する作業は、個人情報管理責任者があらかじめ定めた室内で行うこととし、当該作業に従事する職員以外の者が立ち入らないようにするとともに、所在地名及び実態把握のために利用する個人情報が記載された文書等が、当該作業中において、当該室から持ち出されることのないよう、万全の措置を講じること。

- 4 実態把握の過程において、旧同和対策事業対象地域内に居住する個人の個人情報が記載された文書等が作成された場合は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に廃棄すること。
- 5 所在地名が記載された文書等は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に知事に返却すること。
- 6 各市町教育委員会に対し、次のことを求めること。
 - (1) 実態把握の実施に当たっては、個人情報の適正管理等各市町の個人情報の保護に関する条例を適正に運用すること。

特に、各市町の個人情報の保護に関する条例において、個人情報保護審議会等第三者機関の意見を聴くなど、実態把握の実施に関して条例上必要な手続が定められている場合は、条例に基づき適正な手続を行うこと。
 - (2) 実態把握について、各小中学校において児童生徒等の個人情報を取り扱うに当たっては、当該個人情報に関与する職員を、学校長及び地方公務員法により守秘義務を課せられている職員のうち学校長があらかじめ指定した者に限定し、必要最小限の人数とするよう求めること。
 - (3) 実態把握について各小中学校において作成又は収集する児童生徒の整理番号が付された文書については、当該小中学校において写しを作成せず、その原本を厳封した上で、各市町教育委員会を經由し、府教育委員会に提出すること。